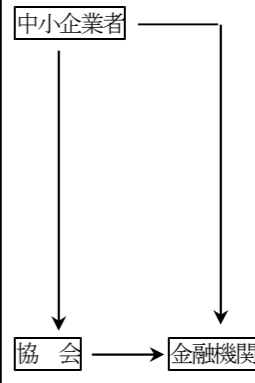
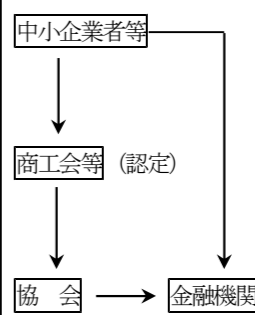


経営支援融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金用途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
特別小口融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において1年以上引き続き同一の指定事業を営む小規模企業者（個人事業者に限る） ○ 源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて、申込みの日以前1年間において納期が到来した税額がある者であって、かつ、当該税額を完納している者 ○ 特別小口保険（中小企業信用保険法第3条の3）を利用した既存借入残高と今回申込金額の合計額が2,000万円（中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は4,000万円）を超えない者 ○ 特別小口保険以外の保険を利用した既存借入がない者 <p>※ 当融資の既存の借入分（併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て）の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。</p>	設備 運 転	2.65 以内※ (変動)	0.40	20,000 ※中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は40,000	7 年以内 (1 年以内)	不 要		<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月18日現在の利率です。 ・貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 ・貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証（セーフティネット保証）の1号～4、6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証料率は、貸付額に対する料率です。 ・保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証（セーフティネット保証）が適用される場合の料率です。 ・保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 ・「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。 ・事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合の保証料率は別に大綱に定める。 <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
小規模企業融資									
一般枠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において指定事業を営む小規模企業者で、商工会・商工会議所の推薦を受けた者 <p>※ 当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、流動資産担保融資及び経営安定融資を除く。</p>	設備 運 転	2.57 以内※ (変動) 共有対象外 2.37 以内※ (変動)	0.29 ～ 1.20 (付表8) セーフティ 0.30	10,000	7 年以内 (1 年以内)	保証協会の定めるところによる	<p><商工会等経由の場合></p> 	
			2.67 以内※ (変動) 共有対象外 2.47 以内※ (変動)	0.29 ～ 1.20 (付表8) セーフティ 0.25		10 年以内 (2 年以内)			
伴走支援枠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において指定事業を営む小規模企業者 ○ 県内の商工会・商工会議所の推薦を受けた者 ○ 商工会・商工会議所の経営指導を6ヵ月以上受けており、引き続き経営指導を受けながら、必要に応じて事業の進捗報告を行う者 <p>※ 当融資は、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換え又は借換を伴う新規融資を対象とし、資金用途が新規融資のみとなるものは認めない。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、流動資産担保融資及び経営安定融資の借換を除く。</p>		2.67 以内※ (変動) 共有対象外 2.47 以内※ (変動)	0.11 ～ 0.42 (付表5) セーフティ 0.25	20,000	15 年以内 (2 年以内)			

経営支援融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金用途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
小口零細企業融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において指定事業を営む小規模企業者（医業を主たる事業とする場合を除き、NPO法人は利用不可） ○ 既存の保証協会の保証付借入残高（根保証においては借入極度額）と今回申込金額の合計額が2,000万円を超えない者 <p>※ 当融資の既存の借入分（併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て）の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。</p>	設備 運 転	2.37 以内※ (変動)	0.29 ~ 1.20 (付表8)	10,000	7年以内 (1年以内)	原則として 個人事業者は 無担保・無保証人 原則として 法人事業者は、 無担保・代表者 1名保証	<p>< 中小企業等経由の場合 ></p>	<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月18日現在の利率です。 ・貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 ・貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号~4, 6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証料率は、貸付額に対しての料率です。 ・保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 ・保証料率についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 ・「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。 ・事業者選択型経営者保証非提供制度または事業者選択型経営者保証非提供促進融資を利用する場合の保証料率は別に大綱に定める。 <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
			2.47 以内※ (変動)	セーフティ 0.40		10年以内 (1年以内)			
事業者選択型経営者保証非提供促進融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において指定事業を営む中小企業者 ○ 保証申込日以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している者 ○ 保証申込日の直前の決算において、代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金等金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与等金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていない者 △ 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でない者 △ 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でない者 ○ 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出している者 <ul style="list-style-type: none"> ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金等金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与等金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと ○ 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望している者 <p>※ 緊急融資及び保証協会の責任共有対象外の保証付借入金を借換えることができる。ただし、下記の借入金は借換えるの対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県中小企業等融資制度のうち、経営安定融資 ・ その他の保証付き融資のうち、高知県信用保証協会が定めるもの <p>※ 責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない</p> <p>※ 緊急融資＝安心実現のための高知県緊急融資、平成23年度安心実現のための高知県緊急融資</p>	設備 運 転	2.67 以内※ (変動)	0.49 ~ 1.60 (付表8)	80,000	分割の場合 10年以内 (1年以内)	担保：保証協会の定めるところによる 保証人：なし		
共有対象外 2.47 以内※ (変動)	セーフティ 0.40、0.60		一括の場合 1年以内						

経営支援融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
協調支援型特別保証制度融資	○ 県内において指定事業を営む中小企業者 △ ア 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受ける者 △ イ 申込金融機関の支援を受け、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 ※ 全額償還を条件とし、当融資で、協会の保証付借入金の借換えを行うことができる。	設備 運 転	3.20 以内※ (固定) 3.00 以内※ (変動)	0.19 ~ 0.80 (付表7) 0.29 ~ 1.20 (付表8)	280,000	分割の場合 10年以内 (3年以内) ※運転資金の据置期間は1年以内 一括の場合 1年以内	保証協会の定めるところによる		◆貸付利率 ・令和8年5月18日現在の利率です。 ・貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 ・貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号~4, 6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 ◆保証料率 ・保証料率は、貸付額に対する料率です。 ・保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 ・保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 ・「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げる場合があります。 ・事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合の保証料率は別に大綱に定める。 ◆ご注意 各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。
原油・原材料価格高騰対策緊急支援融資	○ 県内において指定事業を営む中小企業者 △ ア 中東情勢による原油・原材料価格の高騰に起因して、最近1か月間又は影響を受ける見込みの月の売上高等(売上高、販売数量、完成工事高及び受注残高(建設業に限る。))をいう。以下同じ。)が、前年同期に比して5パーセント以上減少している又は減少する見込みがある者 △ イ 中東情勢による原油・原材料価格の高騰に起因して、最近1か月間又は影響を受ける見込みの月における売上総利益率又は営業利益率のいずれかが、前年同期に比して5パーセント以上減少している又は減少する見込みがある者 ※ 借換えを行う場合、既存保証付き融資は、融資額の2分の1未満とする。	運 転	2.47 以内 (変動)	0.40 ~ 0.80 (付表9)	100,000	10年以内 (2年以内)	保証協会の定めるところによる		

経営支援融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金用途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
流動資産担保融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者</p> <p>△ ア 事業者に対する売掛債権（売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診察報酬債権その他の報酬債権、工事請負代金債権、手形債権又は電子記録債権）を有する者</p> <p>△ イ 棚卸資産（原材料及び材料、仕掛品、製品、商品等）を有する者（法人事業者に限る）</p> <p>※ 個々の貸付限度額は、担保とする売掛債権又は棚卸資産の額に、別に定める割合を上限とした掛目（%）を乗じた額となる</p>	設備 運 転	2.62 以内 (固定)	0.36	250,000 (根保証の場合 は融資極 度額)	1 年以内 (3 年まで 更新可)	担保：申込人の有する 売掛債権又は棚 卸資産を担保とし て徴求する 無保証人	<pre> graph TD A[中小企業者] --> B[協会] A --> C[金融機関] B --> C </pre>	<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月18日現在の利率です。 ・貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 ・貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証（セーフティネット保証）の1号～4，6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証料率は、貸付額に対しての料率です。 ・保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証（セーフティネット保証）が適用される場合の料率です。 ・保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 ・「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げる場合があります。 ・事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合の保証料率は別に大綱に定める。 <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
経営安定融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者</p> <p>※ 保証は根保証とする。</p> <p>※ 当融資は、手形貸付の極度枠並びに、受取手形及び電子記録債権に係る割引の極度枠の設定に限る。</p> <p>※ 貸付限度額内で、手形貸付の極度枠並びに受取手形及び電子記録債権に係る割引の極度枠の設定を合わせて行うことができる。ただし、その場合、手形貸付に係る極度枠と受取手形及び電子記録債権に係る割引の極度枠は別になければならない。</p> <p>※ 手形貸付の極度枠を利用する際は、原則として返済原資の根拠となる書類等を提出しなければならない。</p> <p>※ 根保証の期間は1年とする。</p> <p>※ 受取手形及び電子記録債権の割引期間は180日以内とする。</p>	運 転	2.72 以内 (固定)	手形割引極度 0.22 ～ 1.01 (付表2) 手形貸付極度 0.25 ～ 1.17 (付表3)	極度額の 合計 20,000	1 年以内	保証協会の定める ところによる		

特別融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
産業振興計画推進融資	○ 県内において指定事業を営む中小企業者等であって、高知県産業振興計画の事業又は目標に沿った事業を行う、又は行おうとする事業者 ※ 資金使途は、高知県産業振興計画の事業に関する設備資金とし、新分野進出及び事業転換に必要な設備資金も含む。	設備	2.85 以内※ (変動) 共有対象外 2.65 以内※ (変動)	0.12 ~ 0.49 (付表4) セーフティ 0.30	100,000	7 年以内 (1 年以内)	保証協会の定めるところによる	<p>注 <商工会等経由の場合> 中小企業者等 ↓ 商工会等 (認定) ↓ 協会 → 金融機関</p>	<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年5月18日現在の利率です。 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 「こうちSDGs推進企業登録制度」の登録企業は産業振興計画推進融資の貸付利率が0.1%引き下げられます。 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号~4, 6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 「中小会社要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。 <p>◆ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> 各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。
		設備	3.00 以内※ (変動) 共有対象外 2.80 以内※ (変動)	0.11 ~ 0.42 (付表5) セーフティ 0.25		10 年以内 (2 年以内)			
南海トラフ地震・節電対策融資	○ 県内において指定事業を営む中小企業者 △ ア 既存の工場、倉庫、店舗及び事務所等の事業用施設の耐震性を把握するための耐震診断、耐震改修工事(建替え工事を含む。)を実施するための設計を行う者 △ イ 耐震性を向上させるための改修又は建替え、危険物関係施設の補強等事業用施設の地震対策を行う者 △ ウ 機械の転倒防止措置等既存の設備の地震対策や、発電機、消防用設備等の導入など新たな設備による地震対策を行う者 △ エ 津波による浸水を防ぐために、敷地、事業用施設のかさ上げや事業用施設の移転を行う者 △ オ LED照明、省エネルギー空調、太陽光発電等節電に資する設備の導入を行う者 △ カ アからオに掲げるもののほか知事が適当と認めた地震・節電対策を行う者	設備 耐震診断、耐震(建替)設計に要する運転資金	2.62 以内 (変動)	0.11 ~ 0.34 (付表6) セーフティ 0.20	80,000	10 年以内 (3 年以内)	保証協会の定めるところによる	<p>アからオに該当する者 中小企業者 ↓ 協会 → 金融機関</p> <p>カに該当する者 中小企業者 ↓ 県・経営支援課 (認定) ↓ 協会 → 金融機関</p>	<p>◆ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> 各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。
			2.82 以内 (変動)			15 年以内 (3 年以内)			
			3.02 以内 (変動)			20 年以内 (3 年以内)			

特別融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金用途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考	
次世代施策推進融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者等であって、脱炭素化(省エネ化含む)、デジタル化及びグローバル化にかかる取組について事業計画書等を作成したもの</p> <p>※ 資金用途は、脱炭素化(省エネ化含む)、デジタル化及びグローバル化に係る運転資金及び設備資金とし、事業計画書等に記載されたものとする。</p> <p>※ 脱炭素化(省エネ化含む)、デジタル化及びグローバル化に係る取組は、各項目について次に掲げるもののうちいずれかとする。</p> <p>(ア) 脱炭素化(省エネ化含む)に係る取組</p> <p>A) 温室効果ガスの排出削減に資する製品・技術・サービスの開発</p> <p>B) 温室効果ガスの排出削減に資する生産プロセス・サービス提供方法又は職場環境の改善</p> <p>C) 温室効果ガスの排出削減に資する設備の新設</p> <p>(イ) デジタル化に係る取組</p> <p>A) デジタル化に資する製品・技術・サービスの開発</p> <p>B) デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法又は職場環境の改善</p> <p>※ハードウェア導入に係る費用は、ソフトウェア又はシステム導入に伴い必要なものに限る</p> <p>(ウ) グローバル化に係る取組</p> <p>A) 自社製品・技術・サービスの海外販路の開拓及び輸出拡大に資する取組</p> <p>※ 脱炭素化(省エネ化含む)に係る取組については、グリーン診断(省エネ診断)の受診、又はCO2排出量の見える化を実施している若しくは実施予定であることを条件とする。ただし、グリーン診断(省エネ診断)を受診することが適当でない取組はこの限りではない。</p> <p>※ CO2排出量の見える化については、金融機関が提携しているシステム事業者のCO2排出量の見える化又は金融機関が自社サービスとして提供するCO2排出量の見える化とする。</p> <p>※ 借入希望者は、下記のいずれかの計画を策定すること。</p> <p>(ア) 商工会・商工会議所が事業者のために作成を支援し、認定した経営計画</p> <p>(イ) 公益財団法人高知県産業振興センターの事業戦略支援会議において承認された事業者の経営ビジョンを実現するための事業戦略</p> <p>(ウ) 「高知県食品ビジネスまるごと応援事業実施要綱」第3の3に定める事業戦略</p> <p>(エ) 自社や現在置かれている市場の概況を具体的に示したうえで、脱炭素化(省エネ化含む)、デジタル化、グローバル化に取り組むための現状分析や5年程度先までの数値目標と行動計画を記載し、認定経営革新等支援機関がその内容を確認した計画</p>	設備	2.52 以内 (変動)	0.12 ~ 0.49 (付表4) セーフティ 0.30	100,000	7 年以内 (1 年以内)	保証協会の定めるところによる		<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月18日現在の利率です。 ・貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 ・貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号~4、6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証料率は、貸付額に対する料率です。 ・保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 ・保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 ・「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。 <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>	
			2.72 以内 (変動)	0.11 ~ 0.42 (付表5) セーフティ 0.25		10 年以内 (2 年以内)				15 年以内 (3 年以内) ※脱炭素化の場合に限る
			2.92 以内 (変動)			20 年以内 (3 年以内) ※脱炭素化の場合に限る				
			3.12 以内 (変動)							

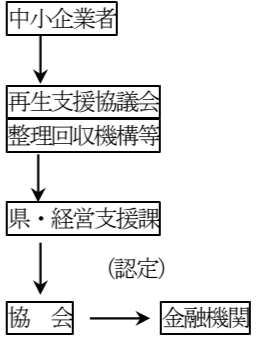
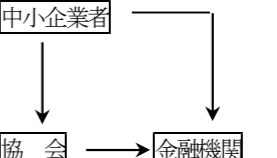
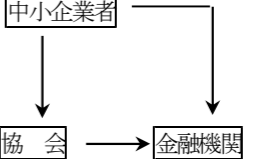
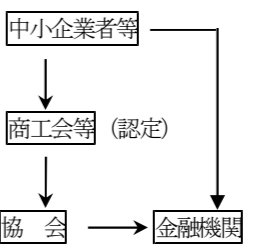
特別融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金用途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
中核企業支援融資	<p>○ 指定事業を営む中小企業者</p> <p>△ ア 県内外において事業を営む者であって、次のいずれかに該当する者（県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「指定用地等立地者」という。）。</p> <p>(ア) 企業立地促進要綱第2条に定める第1種指定用地に立地（工場・倉庫・事務所等を取得・建設すること。以下同じ。）する者。</p> <p>(イ) 同要綱第3条の規定による指定を受けた者で、同要綱第2条に定める第2種指定用地又は第3種指定用地に立地する者</p> <p>(ロ) 同要綱第4条の規定による指定を受けた者で、県内に立地する者</p> <p>△ イ 県内外において事業を営む者のうち、県内の適地に立地する者（指定用地等立地者を除く。）で、次のいずれかに該当する者（県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「その他適地立地者」という。）</p> <p>※ ただし、県内の事業の縮小及び従業員の減少を伴わないこと</p> <p>(ア) 製造業</p> <p>(イ) 運送・倉庫業</p> <p>(ロ) ソフトウェア業等（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、エンジニアリング業、電気通信業及びバイオテクノロジー事業等）</p> <p>(ハ) 卸売業</p> <p>(ニ) (ア)から(イ)までの事業と密接に関連するサービス業</p> <p>(ホ) (ア)から(イ)までに掲げるもの以外の業種で、物の製造又は加工の用に供する施設及びその附帯施設を設置する者</p> <p>△ ウ 指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、生産増強計画等により工場・設備等の増築・改築を行う者、又は従業員用社宅を建設、購入する者で、初期稼働等から10年を経過しない者</p> <p>△ エ 県内において事業を営む者のうち、生産増強計画等により工場・設備等の増築・改築を行う者、又は従業員用社宅を建設し、若しくは購入する者で、設備投資額が8,000万円以上であり、かつ、当融資を5,000万円以上利用しようとする者</p> <p>△ オ 公共事業若しくは公害により、現在地での営業が困難になり他に移転する者又は借地・借家等で事業を営む者で、貸主の都合により一方的な移転を余儀なくされる者</p> <p>△ カ 立地後の運転資金については、指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、初期稼働等から10年を経過しない者</p> <p>(特認) ア～エのいずれかに該当する者で、5年以内に10人以上（指定用地等立地者は5人以上）の県内新規雇用が見込まれる企業については、特利と貸付限度額における特別枠にて利用ができる</p>	<p>設備 (設備投資に伴う運転資金含む)</p> <p>立地後の 運転資金</p>	<p>3.05 以内 (変動)</p> <p>共有対象外 (含プロパ) → 2.85 以内 (変動)</p>	<p>0.21 ~ 1.07 (付表1)</p> <p>セーフティ 0.10</p> <p>プロパー可</p>	<p>設備 500,000 (うち運転 50,000)</p>	<p>15年以内 (3年以内)</p>	<p>保証付き 保証協会の定めるところによる保証</p> <p>保証なし 金融機関の定めるところによる</p>	<p>ア、イ、オのいずれか、又はウ、エのうち特認に該当する者</p> <p>中小企業者等</p> <p>↓</p> <p>県・経営支援課</p> <p>(認定)</p> <p>↓</p> <p>協会 → 金融機関</p>	<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年5月18日現在の利率です。 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号～4、6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。 <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
		<p>特認 2.53 以内 (変動)</p> <p>共有対象外 (含プロパ) → 2.33 以内 (変動)</p>	<p>0.21 ~ 1.07 (付表1)</p> <p>セーフティ 0.10</p> <p>プロパー可</p>	<p>設備 1,000,000 (うち運転 50,000)</p>	<p>ウ、エ（特認を除く）又はカに該当する者</p> <p>中小企業者等</p> <p>↓</p> <p>協会 → 金融機関</p>				

特別融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
創業者等応援融資									
一般枠	<p>○ 県内において指定事業を開始しようとする者又は現に指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>△ ア 事業を営んでいない個人（過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有し、当該事業の廃止の日から5年未満の者又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった者で当該解散の日から5年未満のものであって、現在事業を営んでおらず創業に再挑戦しようとするもの（以下「再挑戦者」という。）を含む。以下同じ。）であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者</p> <p>△ イ 事業を営んでいない個人であって、新たに事業を開始し、開始した日以後5年未満の者</p> <p>△ ウ 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、その会社が事業を開始する具体的な計画を有する者</p> <p>△ エ 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年未満の者</p> <p>△ オ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有する者</p> <p>△ カ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社で、設立の日以後5年未満の者</p> <p>△ キ 事業を営んでいない個人であって、新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年未満の者</p>	設備 運 転	2.52以内※ (変動)	0.10	35,000	7年以内 (1年以内)	無担保 保証人については 保証協会の定める ところによる		<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年5月18日現在の利率です。 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証（セーフティネット保証）の1号～4、6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合があります。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証（セーフティネット保証）が適用される場合の料率です。 保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げる場合があります。（個人事業者である場合を除く）。 <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
スタートアップ 創出促進枠	<p>○ 県内において指定事業を開始しようとする者又は現に指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当者</p> <p>△ ア 事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者</p> <p>△ イ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有する者</p> <p>△ ウ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者</p> <p>△ エ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者</p> <p>△ オ 産業競争力強化法第2条第29項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない者）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立した者（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同項第4号に掲げる創業者とみなされる者</p>		2.52以内※ (変動)						
		2.65以内※ (変動)	10年以内 (1年以内)						

特別融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
事業再生支援融資									
一般枠	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者</p> <p>△ ア 高知県中小企業活性化協議会の支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者</p> <p>△ イ 整理回収機構の支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者</p> <p>△ ウ 支援金融機関の協力を得て事業再生のための経営改善計画を策定した者</p> <p>※ 経営改善計画に盛り込まれている場合、高知県信用保証協会の保証付借入金を借換えることができる。</p>		3.32 以内 (変動)	0.21 ~ 1.07 (付表 1)		10 年以内 (3 年以内)			<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年5月18日現在の利率です。 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号~4, 6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。(個人事業者である場合を除く)。 <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
事業再生計画実施枠	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者であって、次に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。)に従って、事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者</p> <p>△ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>△イ 認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>△ウ 特定認証紛争解決手続(産業競争力強化法第2条第21項に規定)に従って作成された事業再生計画</p> <p>△エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>△オ 株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>△カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>△キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>△ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>△ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>△コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>△サ 経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画</p> <p>△シ 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>	設 備 運 転	3.32 以内 (変動)	0.20	100,000	15 年以内 (1 年以内)	保証協会の定めるところによる		
農業ビジネス保証制度融資	<p>○ 県内において農業を営む者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>△ア 商工業とともに農業を営む中小企業者(農地所有適格法人を含む。)</p> <p>△イ 商工業とともに農業を営む農事組合法人又は個人(農地所有適格法人を含む。)</p>	設 備 運 転	2.85 以内※ (変動)			7 年以内 (1 年以内)			
			3.00 以内※ (変動)	0.30	20,000	10 年以内 (2 年以内)	保証協会の定めるところによる	<p><商工会等経由の場合></p> 	

特別融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
事業承継特別保証制度 融資	<p>○ 県内において指定事業を開始しようとする者又は現に指定事業を営む中小企業者で、事業承継に関する具体的な計画を有するもの（県内事業者が自身の事業所以外の場所で新たに事業を開始する場合を含む）</p> <p>△ア 事業承継に係る計画について、商工会・商工会議所が事業者のために作成を支援し、認定をしていること。</p> <p>△イ アの計画について高知県事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けていること。</p> <p>△ウ 資金使途はアの計画に記載された設備資金・運転資金とする。</p> <p>△エ 『国の統一制度』である、経営承継準備関連保証又は特定経営承継準備関連保証を利用する事業者については、株式取得費用についても資金使途の対象とする。</p> <p>△オ 親族間の事業承継は対象外とする。</p>	設備 運 転	2.85 以内 (変動)	0.11 ~ 0.34 (付表6) 特定経営承継 0.20	10,000	10年以内 (3年以内) ※経営承継 準備関連保 証制度又は 特定経営承 継準備関連 保証制度を 利用する場 合は、据置期 間1年以内	保証協会の定める ところによる		<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年5月18日現在の利率です。 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証（セーフティネット保証）の1号～4、6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証（セーフティネット保証）が適用される場合の料率です。 保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。（個人事業者である場合を除く）。 保証料率の欄に※がついた融資の保証料率算出における確認とは、高知県事業承継・引継ぎ支援センター並びに高知県中小企業活性化協議会による確認をいう。 <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
高知県元気な未来創造 融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者</p> <p>○ 人材確保を目的に、従業員の職場環境の整備や賃上げの促進、女性活躍に向けた環境づくり等、事業者の魅力向上に必要な施設の整備を行う者</p> <p>※ 資金使途は、高知県元気な未来創造戦略の政策1「魅力ある仕事をつくり、若者の定着につなげる」に関する設備資金（土地のみの取得を除く）とする。</p>	設 備	2.62 以内 (変動)	0.11 ~ 0.34 (付表6) セーフティ 0.20	50,000	10年以内 (3年以内)	保証協会の定める ところによる		<p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
2.82 以内 (変動)	15年以内 (3年以内)								
3.02 以内 (変動)	20年以内 (3年以内)								

災害対策特別支援融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
災害復旧融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者で、自然災害により事業用資産に直接被害を受けた者</p> <p>※ 市町村の罹災証明書又は金融機関の罹災確認書を添付すること</p> <p>※ 取引先の被災による売掛金の回収遅延等、間接の損害のみを受けた者は対象外</p>	設備 運 転	<p>2.82 以内 (変動)</p> <p>共有対象外 2.62 以内 (変動)</p>	<p>0.11 ~ 0.34 (付表6)</p> <p>セーフティ 0.20</p>	50,000 (うち運転 30,000)	7 年以内 (1 年以内)	保証協会の定めるところによる	<p>※ 市町村の罹災証明書を要する(借入申込時は金融機関の罹災確認書で可)</p>	<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年5月18日現在の利率です。 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号~4, 6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げ場合があります。(個人事業者である場合を除く)。 <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
災害対策特別融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者で、自然災害により次のいずれかの地域内に有する事業用資産に直接被害を受けた者</p> <p>△ ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けた地域</p> <p>△ イ 災害救助法の指定を受けた地域</p> <p>△ ウ 中小企業信用保険法により経済産業大臣が指定した地域</p> <p>△ エ アからウまでに掲げるもののほか知事が認める地域</p> <p>※ 市町村の罹災証明書又は金融機関の罹災確認書を添付すること</p> <p>※ 取引先の被災による売掛金の回収遅延等、間接の損害のみを受けた者は対象外</p> <p>※ 取扱金融機関については、融資適用の都度定める</p>	設備 運 転	制度適用の 都度知事が 定める	0.00	80,000	10 年以内 (2 年以内)	保証協会の定めるところによる	<p>※ 市町村の罹災証明書を要する(借入申込時は金融機関の罹災確認書で可)</p>	<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年5月18日現在の利率です。 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号~4, 6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げ場合があります。(個人事業者である場合を除く)。 <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>